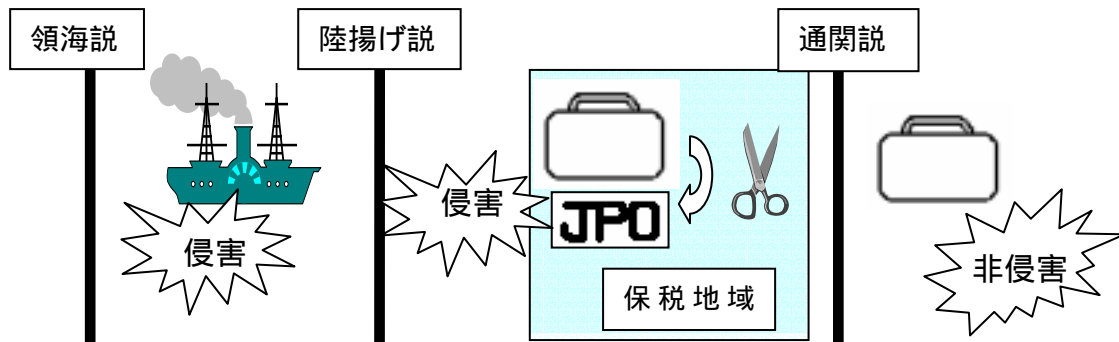


## 輸入の既遂時点

関税定率法の「輸入」については、関税法第2条を準用しており、「外国から本邦に到着した貨物(外国の船舶により公海で採捕された水産物を含む。)又は輸出の許可を受けた貨物を本邦に(保税地域を経由するものについては、保税地域を経て本邦に)引き取ることをいう。」とされている。

一方、商標法における、不正商標商品の「輸入」が既遂となる時点については、知的財産権法の取扱いも参照すると、「通関説」、「陸揚げ説・荷揚げ説」、「領海説」の三つが考えられる。



### a) 通関説：通関時をもって「輸入」が既遂となるとする考え方

通関説を支持する見解は、「輸入」は、関税法第2条のとおりとする<sup>1</sup>。また、「輸入は、外国において生産された貨物を我が国内市場に搬入する国際商取引の一形態である。したがって、単に保税地域(保税倉庫、保税工場等)内にある貨物は輸入物と解すべきではない(ただし、保税工場内で、輸入物を部品又は原料として特許物を生産する行為は国内生産と解すべきである)。とする<sup>2</sup>。

一方、これに反対する見解は、「輸入」の意義を、外国において生産された貨物をわが国内市場に搬入する国際商取引と解するのは、正常の貿易取引における輸入の解釈を前提とする。通関説は正常の貿易取引でない場合には妥当でない。処理に不合理も生ずる。例えば、日本製品を装うために、輸出国から日本の港を通過して仕向け国に向かう偽造品を保税倉庫で発見しても、通関説に例外を認めずそのまま指をくわえて仕向け国に向かわせてしまうときである。輸入は、領海説か陸揚げ説のいずれかであるべきで、通関説によるべきではない。」とする<sup>3</sup>。

### b) 陸揚げ説・荷揚げ説：陸揚げ又は荷揚げされたときに「輸入」が既遂となるとする考え方

陸揚げ説・荷揚げ説を支持する見解は、「輸入とは、外国にあった貨物を国内に搬入することをいうが、特に輸入の場合には輸入が既遂となる時点が問題となる。これについては、本法の場合は不正競争行為が行われる具体的危険が発生する本邦への陸揚げ時又は荷揚げ時と解すべきである。」とする<sup>4</sup>。

### c) 領海説：我が国の領海に入った時点で「輸入」が既遂となるとする考え方

<sup>1</sup> 「商標法」(平尾正樹著)35頁

<sup>2</sup> 「特許法概説(第13版)」(吉藤幸朔著 熊谷健一補訂)434頁

<sup>3</sup> 「商標法概説(第2版)」(小野昌延著)14頁

<sup>4</sup> 「要説不正競争防止法第2版」(山本庸幸著)88頁